

田村専一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について (下)

今井，源衛

<https://doi.org/10.15017/2332697>

出版情報：文學研究. 76, pp.39-54, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

田村専一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について(下)

今井源衛

八

前節では、田村本勘注の出典について述べたが、それ以外の典拠未詳の勘注について、以下に注目すべき点を拾って述べる。

一四二段は「故御息所」の姉が生涯独身を通した話であるが、その冒頭本文に諸本間に小異がある。すなわち、二条家本系統では、

故御息所の御姉、おほいこ

とあり、六条家本(巫、鈴、勝、田)では、

故御息所の御あね伊勢のかみのむすめおほいこ

とあって、傍線部が多い。この「おほいこ」なる人物について、古く天福本(厳島神社本)勘注には

此人不知誰、若元方卿女更衣祐姫之姉歟

とし、鈔はこれを受けたらしく、

今案説、元方民部卿の女更衣祐姫の姉歟と云々、たしかならず

という。

田村専一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について(今井)

元方民部卿は、例の悪霊で名の高い人物で、菅原菅根の二男、大納言、民部卿、天曆七年（七五三）三月薨、六十歳。祐姫はその娘で母は不明。村上天皇の更衣となり、広平親王（七五〇生）・緝子内親王を生んだ。栄花物語などには「御息所」とも呼ばれている。その姉のことは不明である。祐姫が広平親王を生んだ年齢は分らないが、かに二十歳とすれば、彼女の出生は九三〇年となり、「おほいこ」はその姉だから、それ以前の出生となる。一方元方は八八八年の誕生だから、彼が長女を作ったのは、たぶん九〇八年よりは後とみてよかるうし、かに九〇八年に「おほいこ」が生れたとすれば、彼女は「二十九にてなむうせたまひける」とあるから、九三六年（承平九）に死んだ勘定となる。大和物語の成立は、だいたいは天曆五年（七五一）ごろといわれるから、かりに史実としてみても、素材として矛盾はないわけだ。しかしこの説話自体は、古今集にみえる平中の歌「ありはてぬ命まつまの」の歌を材料として虚構した作だという高橋正治氏の説も有力なように、史実そのものとしてみるべき積極的根拠もまた甚だ乏しい。「鈔」も「たしかならず」とするゆえんである。

ところで、田村本の勘注では、前掲の如く、

- ① 故御息所者 宇多天皇女敷 追可考
- ② 如異本各相違敷如何（細注）
- ③ 御姉第五者 宇多院第五女依子内親王是也。御母者小八条御息所、宇多天皇更衣、從五位源貞子、民部卿昇大娘、承平六年七月七日薨、年四十二、号鬘宮。御繼母者、贈太上天臣菅原朝臣女子、宇多天皇女御、源氏順子母
- ④ 太政大臣藤原基経二女、温子。母四品人康親王女、仁和四年十月六日初入内、即九日為女御、寛平九年七月二十六日為皇太夫人年二十六、延喜五年五月出家、七年六月八日崩年三十六、号七条后。均子内親王・柏子内親王母。
- ⑤ 贈皇后藤原胤子、内大臣高藤女。
- ⑥ 左大臣時平女。雅明親王・行明親王母、京極御息所。

⑦ 已上四人之間有疑。

⑧ 後撰恋第六云

宇多院にはへりける人にせうそくつかはしける、返事もせさりければ、よみ人しらす

うたのゝはみゝなしやまかよふことりよふこゑをたにこたへさるらん

かへし宇多院五宮

みゝなしのやまならねともよふことりなにかはきかむときならぬねを

頭欄の注番号は、私に附したものである。

注全文の要旨は「故御息所」とは誰か、その典拠に、宇多天皇々女依子内親王・基経女温子・高藤女胤子・時平女京極御息所の四人を挙げ、しかもそれらすべて疑わしいと言うのである。

まず③の依子内親王説について検討すると、

イ 依子を宇多天皇第五女とすること。

ロ 源貞子が昇の「大娘」長女で、「小八条御息所」の称があったとすること。

ハ 依子の死を承平六年七月七日、享年四十二歳、鬘宮の称があった、とすること。

ニ 継母として、道真女（一代要記によれば衍子）を挙げることに。

がその内容である。

この中イについては後述する。ロは、尊卑分脈に、昇の次女の位置に「小八条御息所」と注しており、長女の点は合わないが、称号は符合する。一代要記は「民部卿昇一女」とする。

ハは、一代要記に、薨年令、称号ともに合致するが、薨年月のみは、承平六年七日とあって、合わない。

ニは事柄の性格上、詳しい事は分るまい。

田村専一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について（今井）

次に④の温子について。この中、一代要記・紀略などと合わない点は、年齢を皇太夫人となったとき三十六（一代要記）、崩年齢四十六（一代要記）と本書とは各十歳違っていることである。もっとも、紀略諸本の崩年齢は本書と同じく「三十六」としているが、活字本では、一代要記に合わせて、「四十六」と改めている。また出家年時を本書では延喜五年五月とするが、一代要記では延喜三年正月とする。崩御の日も、紀略では六月七日である。

こうして記録と照合すれば、右のような多少の不一致点もあり、ことに年齢の喰い違いはいちじるしいが、全体としてみれば、本書の勘注は元来は信頼するに足る記録等に拠ったものとの印象が強い。

⑤の嵐子説⑥の京極御息所説も特に問題はなく、⑧もまた正しく後撰集恋六所出の贈答歌である。

とすれば、①～⑧の勘注の依拠した原資料そのものについては、概して信用度の高いものといつて差し支えあるまい。

しかし、問題はさらに別にある。第一にはこれらの注の執筆・配列がはたして同一人の手に依つて成つたか否か、という点であり、第二には、物語本文との関係に於いて、はたして矛盾がないか、どうか、である。

まず成立の問題から考えよう。①では、「御息所」なる人物について、宇多皇女かと推定し、且つ同時に、それに疑念、ないし不安を持っていて、後日の追考を要するといっている。

にも拘らず③および④ではこの宇多皇女説をいわば発展させた形で、依子内親王説を積極的に打ち出している。⑧の「宇多院五宮」は、後撰集為相本の勅物にも「依子、鬘宮、母更衣貞子、大納言昇女」とあるので、五宮依子説はおそらくは、二条家の説だったのであろう。

さらに、②は、細字でもあり、あきらかに後人の追注である。その意味は、「異本の如く」とは、物語本文に関することで、「異文を採れば、御息所も、その姉のこともくいちがうてくるのではないか、どうもおかしい」と、①の説に疑を挿んだのである。その「異文」とは、おそらくは、現存二条家本には「伊勢のかみのむすめ」の一句がなく、

本書を含んで六条家本にのみそれがある事をさしているのであろう。つまり二条家本に従えば、御息所もその姉も、出自は書いてないから、皇女とする事も出来ようが、六条家本（異本）に従えばそれは「伊勢守」の娘だから、絶対に皇女とはとれない、というのであろう。

しかもこの際の追注者の立場は、二条家本を正常の本文と見、六条家本を異本とみる立場である。本書に即していえば、底本は六条家本であり、異本が二条家本であるから、この①②の注は、はじめから六条家本に附されていたものではなく、もともと二条家本の注および、それに対する追注だったものが、あとで六条家本に転写されたものと考えるほかないであらう。

さらに、③以下に移ろう。③は前述の如く①の宇多皇女説に刺戟された人が、後にそれを発展させたものかと思われるが、「伊勢のかみのむすめ」との矛盾は、右のように考えて処理するとしても、それ自体として他にやや検討を要するものがある。

それは、この③が「おほいこ」の意を「御五」と解しているらしい事である。現在通説は「おほいこ」を長女の意としているが、実は、長女の意の「おほいこ」は他に用例がないようで、土佐日記承平五年二月六日条に見える「おほいこ」なる語も、単に年長の女性への敬称のようなものにすぎない。「大君（おほいきみ）」の類推から、「おほいこ」を長女と解するのも、間違いとは云えないまでも、不安は残るわけだ。

しかし、そうかといって、本書の④のように、それを「御五」と解する理由もあまりなさそうである。史実としても、依子が第五女だったという明徴は乏しい。皇胤紹運録は、宇多皇女に、順に、均子、柔子、君子、孚子の各内親王を挙げ、次に「若子」をおき、次いで依子内親王を挙げる。依子は、「若子」を入れれば第六女、省けば第五女となる。一代要記は、同じく均子、孚子、依子、誨子、季子、成子、傾子の順に挙げ、依子は第三女となる。また、紀略承平六年七月一日薨祭には「宇多第七女」とする。「五女」は、おそらくは、単なる一説にすぎなかったか、あ

るいはむしろこうした本文に強いて合わせようとしただけの、いわば思い付きの類だったのかも知れない。

④⑦は、右の宇多院五女説に対する異説で、基経二女説・温子説・胤子説・時乎女説などをあげる。が、すべて、「伊勢守のむすめ」の本文に関心を払った形跡はない。おそらくは、これらの勘注も、その本文をもたない二条家本系統の物語本文に即したものであるまいか。前述の②の追注だけが「異文」として、それに拘ったことになる。

あるいは、臆測を敢てすれば、この「伊勢守のむすめ」の本文は大和物語の本来のものではなくて、やや後に伊勢集との関連から附加された一句ということになりはしないか。この段の虚構が平中の歌によっていることは、前述の通り高橋氏のつとに指摘されたことであり、さらに南波浩氏もそれを伊勢集の影響とされた。しかしオリジナルな大和物語の形に、右の一句がはじめからあった。と考えるよりは、右のような田村本の奇妙な勘注のありかたから推して、この一句はむしろ、後補のもののように思われるのである。ということは、六条家本の発生そのものを考える上にも関わる所の大きい問題ともいえようか。

ところで、末尾の⑦の「已上四人之間有疑」の文字は、これらの説すべてに不信を表明しているわけで、これまた右の各勘注者とは次元を異にしている。あるいは、これこそ、六条家の学者の言といふべきなのであろうか。長々と先人の説を引用記述しながら、それを一向信用していないことをわざわざ書き加える姿に興味を唆られるのである。

九

次に、一四七段「女一のみこ」の脚注に移る。これも二説並記である。その一は均子内親王説である。これは古来のものらしく、天福本勘注にも、

均子、母中宮温子、依后腹母女一宮、後代祐子内親王又如此、雖高倉第四、号高倉一宮

と、その「一宮」の称号の由来についても説いている。さて田村本勘注の中、「配敦房親王」とあるのは「敦慶」の

誤で、母を温子とするのは一代要記と同じであり、皇胤紹運録の「胤子」説とは異なる。もちろん「温子」が正しい。その他薨年月日など誤りはない。

他の一説は奇説というべきである。これは一条伊尹女の冷泉院女御懷子を引き合いに出して、彼女が女一宮（宗子）、女二宮（尊子、「火の宮」）の母であることを述べ、最後に、「然而件一宮時代不相叶、爲散両方之疑殆注之」というのである。この宗子、尊子の薨去は各寛和二年（九八二）、寛和元年である。本段（処女塚）の温子宮廷の風流は延喜年間の出来事だから、数十年も時代は下るわけで、注みずから「時代相叶ハズ」という通りだ。しかし、それにつづく「為散」以下は、「それをわざわざ記すのは、両説が世に行われているが、女一宮宗子内親王説の方は不当である旨を記して、後人が迷わないようにしておくためだ」の意であろう。単に二説を機械的に並記する、というのではなくて、誤りを誤りとして、はっきり指摘しておきたい、というのであり、啓蒙的、批判的ともいえるべき態度が見えるのである。

諸説並記に関連して、さらに一七〇段の勘注を挙げる。これは「伊衡」「兵衡の命婦」「式部卿宮」の考證である。

まず「伊衡」（八七五―九三七）については、古く爲氏本、天福本などの二条家本勘注では、延喜十六年（十七年）の藏人・少将任官、延長二（三）年の四位敍、同年十月の中将任官、八年正四位敍などの事を記すのに対して、田村本勘注では、それらを悉く省き、両書に見えない母親のことや薨時と享年などを記している。またこの記述を公卿補任などに照合すれば、薨日が一日ずれるほか、すべて一致する。

また「式部卿宮」については、通説は敦慶親王（八八七―九三〇）とするが、田村本は重明親王（九〇六―九五四）を挙げる。その記述内容も名を「将保」と「持保」と小異を示す以外は一代要記とほぼ同じといえる。しかし、本段素材としての適格性となると、九〇六年生れの重明親王の別当を九三七年に歿した伊衡が勤めるというのは、あり得ないことではないが、かなり無理である。やはり通説通り八八七年生れの敦慶親王と八七五年生れの伊衡との主従

関係とみる方がより自然であろう。

次いで田村本は「兵衛命婦」について、四説をあげ、考證を加えている。

その第一は「重明親王女」である。その趣旨は、彼女は本院藤原時平の息頼忠に仕えた女房であるという点にあり、「右大臣從二位自延木至康保現存」は頼忠に関する注である。この注は、富小路右大臣頼忠に関する公卿補任の記述に照らして矛盾がない。頼忠が兵衛督に任じたことも、天慶二―四年の間に歴々として指摘できる。しかし、肝腎の重明親王女が、頼忠家の女房で「兵衛命婦」と称されたかどうかについては、現在裏付け資料は皆無である。重明親王の生卒は、九〇六―九五四年で、紹運録には、その子女として、徽子女王（九二九―九八五）と旅子女王の名を挙げる。別に尊卑分脈撰家系には、朝光の子朝経（九八五―一〇四一）の項に「母式部卿重明親王女」と注する。しかし、この人がもと頼忠に仕えた女房だったかどうか、年代は必ずしも合わないわけではないが、それだけではどうともいえない。主人の頼忠のわずか二年間の官職を、わが女房名として用うるというのも、一般にはありそうにもないことである。重明親王女を「兵衛命婦」に当てる説は、どうも信用がおけそうもない。

次ぎは「兼茂朝臣女兵衛」である。注の趣旨は、父の兼茂は一説に兵衛督とし、寛平―延喜の人で、さらに兼茂女には元良親王との贈答歌があるとす。尊卑分脈によれば、藤原兼茂は九一三年に歿したが、このとき兄の兼輔は四十七歳であった。生卒については、右の勘注は概ね正しく、また官職も分脈に「左兵衛督」云々とあって勘注に符合する。また、兼茂女と元良親王との贈答歌とは、後撰集十四に、

元良のみこのみそかにすみ侍りける 今こむとたのめてこずなりにければ

兵衛

人しれずまつにねられぬありあけの月にさへこそあざむかれけれ

とあるのを指しており、定家本の勘物には、「兵衛」に「兼茂朝臣女」と注記を加えている。元良親王と兼茂女との

間に關係があつたとするのは、鎌倉期以来の常識であつたとみえる。

次に「峯茂女兵衛」説であるが、この「峯茂」は、尊卑分脈にも所見がなく、「後撰作者」とあるが、現存後撰集作者名にもこの文字は見当らず、作者部類にもない。その他の記録はまだ精査するには至っていないが、何かの間違いか、あるいは、今日には伝わらない歌人がいたのか、何とも決してかねる。

最後の「藤高経女兵衛」説であるが、勘注の趣旨は、彼女は、藤原忠房に仕えた女房であり、古今集の作者であること、また父の高経は「縣太臣」の長男で、貞観から寛平頃の人だ、というのである。尊卑分脈によれば、藤原高経は長良の男で、「内藏頭・左中弁右兵衛督・正四下・寛平五（八九三）・五・十九卒」とある。もっとも、長良の男は、国経・遠経・基経・高経・弘経・清経の順に名が出ている。その各の出生年時の判明する者を記せば、国経は八二八年生、基経は八三六年生、清経八四五年生で、右の順に生れている。高経はおそらくは八四〇年ごろの出生で、長良の長男ではなからう。本書勘注は、信じ難い。

また長良にはたして「縣太臣（あがたのおとど）」の通称があつたか否か、これまた他の資料に全く所見がなく、不審である。

また高経女が「兵衛」と呼ばれて、古今集作者であることは、つとに周知の事である。古今集物名・恋五に各一首あり、作者部類にも「藤原忠房家人・右兵衛督高経女」として出ている。しかし、尊卑分脈では、彼女について「右京大夫忠房妻（室イ）」とする。また分脈では他にも、忠房の子の親衛について「母、左兵衛督高経女」と記し、忠房妻説が補強される。一方、田村本勘注は、「忠房家女房」とするのであり、これに似るのが、作者部類の「忠房家人」説である。当代「女房」の文字は、必ずしも宮仕え女房、使用人としての侍女の意だけではなく、妻室の意に用いることもある。御堂関白記が用いる「女方」は、倫子を指す場合が多いのがその一例である。もし、その意ならば、勘注も分脈も共に忠房の室として一致するわけであるが、その場合には、「忠房家女房」の「家」の一字がすっかり

しないことになりそうだ。忠房が従四位上、大和守、右京大夫といった受領階級であったことを思うと、そのような卑官に仕えた女房が古今集作者として名をつらね得るか、という疑いも生れよう。本書勘注・作者部類ともに、やや不審を抱かざるを得ない。

さて、勘注はこれら四人をあげたあとに付け加えて、以上四人とも「命婦」の称はないとか、また四人の中では、本段の年代に適合するから、高経女がもっともふさわしい、というが、それについてはどうか。

本段の冒頭には、「伊衡の宰相の中將にものしたまひける」とある。伊衡は承平四年（九三四）十二月参議となったが、それより早く、延長二年（九二四）十月十四日、四十九歳で右近権中將となり、同六年左中將に転、以後五十歳で参議となるまで、その職にあった。では右の四人の中で、この九二四―九三四年の間に、伊衡の相手として歌を交せそうな人は誰か。

高経は八四〇年ごろに生れており、高経女はたぶん八六〇―八七〇年ごろの出生であろう。八七五年生れの伊衡よりも若干年上だがお互に初老の男女、不自然というほどの事もないようだ。勘注の「年紀相叶之故也」の文字はそのまま受入れることもできよう。

では重明親王女説はどうか。親王は九〇六年生れで、その女の齋宮女御徽子女王は九二九年生れである。問題の「兵衛命婦」がその妹であったとして、八七五年生れの伊衡の相手はつとまりそうもない。前述の「式部卿宮」に重明親王をあてる誤りにつながるものではあるが、かなり杜撰な説といえる。

「峯茂女」説もまた、何一つ手代推定の手がかりはないのだから、論外である。

残りの「兼茂女」についてはどうか。その父兼茂は前述の如く九二三年に歿し、時にその兄兼輔は四十七歳。兼茂もまた四十歳台ではなかったか。とすれば、その女ならば、おそらくは二十歳前半ぐらいにはなっている。右の伊衡の中將時代九二四―九三四年が、それより若干年齢を加えて、贈答歌の相手として、適切である。本書勘注が、兼

茂女説を無視するに足る積極的理由があるとは思えない。今日の通説が多く、兼茂女説を採っているのも無理ではない。

一〇

前節でもいささか触れたが、本書の勘注について見落すことのできない一点は、二条家本系統本の勘注との相違である。勘注の多くは、史実・人物考證に関するものであるから、それらは、本来より確実な何らかの典拠があり、それらを引くことで成り立つことが多いはずであるから、一般にこの種の同一事項に関する記述は、それほど大きくくい違うことはあまりないようにも考えられよう。しかし、本書の実態は必ずしもそうではない。先に引いた一六八段僧正遍照良峯宗貞に関する記事もそれであるが、その外にも、例を引けば、一七〇段の藤原伊衡の勘物に、本書では、前掲の如く、

參議正四位下左大弁左兵衛督藤原伊衡、左中将從四位上敏行三男、母從五位下多治弟梶女、天慶元年十二月十六日薨六十三

とあるが、為氏本勘物は、

參議右兵衛督敏行男、延喜十六年左少將十七年藏人、延長三年四位、同十月中將八年正四位下

とし、天福本では

伊衡延木十七年藏人少將、延長二年四位、十月右中將春宮亮、八年十一月正四位下兼内藏頭、承平四年參議、止中將、七年左兵衛督

とする。後の二者をくらべると、天福本がやや詳しく天福本が簡という差はあるものの、大体は同じ内容であるが、田村本の勘注は、内容に於いて、これらとほとんど重なる所がない。一七一段の「左大臣」(実頼)の注も同趣であ

る。本書では、

左大臣藤原実頼、貞信公一男、母宇多天皇女源氏、号菅原順子、康保四年十二月十三日太政大臣六十八、天祿元年五月十八日薨七十一贈正一位、諡号清慎公小野宮殿

とするが、天福本では、

清慎公、延木十九年正月右少将、廿一年従五位上藏人、延長四年正五位下、六年四位左中将廿九、八年藏人頭、承平元年参議中将卅、承平三年右衛門督別当、

としている。これまた両者相重なる記事は皆無である。さらに同段「広幡中納言」の勅物、本書では、

源庶明、寛平天皇第二皇子三品齋世親王二男、母山城守橘公廣女、天曆九年五月廿日薨五十三、号広幡中納言、廣幡者所之名也、所謂今之祇庵林寺跡云々、(下略)

とし、天福本は、

天慶四年参議三品齋世親王三男、寛平御孫親王、母広相卿女、延木五年出家、延長五年薨

としている。庶明を一は齋世親王の二男とし、他は三男とすること、母を一は橘公広女とし、他は広相卿女とすること、薨年を一は天曆九年とし、他は延長五年とすること、など、同一事項を扱いながら、大きな相違を示している。

念のため、公卿補任および尊卑分脈によって庶明のことを検すれば、分脈では齋世親王の二男のように掲出され、母は山城守橘公廉女、薨年は天曆元年五月廿日とする。天福本の出家・薨年は「母広相卿女」に関するものか、あるいは、「母広相卿女」以下は、他資料の混入であろうか。いずれにせよ、史実としての真偽はさて置くとして、天福本と本書の各勅物の典拠は、全く別であることを察せしめる。

もっとも、田村本の勅物は、本文と同筆であって、鎌倉中期以前の成立にかかること明らかであるが、天福本は応永二十一年、文安三年の奥書があるにせよ、厳島神社本の書写は室町末であって、その勅物の成立は鎌倉よりかなり

下る可能性もないわけではない。現在の天福本の勘注をそのまま鎌倉期の二条家の注として見ることは若干の不安も伴なうことだけれど、しかし、逆にその伝本の少いことが、後世の勘注の附加の可能性の少いことを思わせるものともいえる。

とすれば、勘注におけるこうした田村本と為氏本・天福本とのつながりの薄さは、おおざっぱにいえば、各両者を支えた六条家と二条家という学統の対立というものに帰するものであろうか。

すでに、前稿第四節において、田村本の本文が、御巫本、神田本とは異なる別種の六条家本であることを述べ、また第七節においては、勘注に引用された、たとえば伊勢物語の本文に、当時の六条家本とは異なるものがあつたり、古今集もまた、現存諸本に合致しない特異な本文が引かれていることを述べたが、しかし、そうした問題を含みながらも、一方ではまた本書の勘注が二条家本の注とは異なる記述をも試みていることは、背後に用いられた複雑な資料・典拠の問題にも及ぶもので、興味を引くのである。

一一

以上、第八節以降は典拠未詳の勘注をとり扱ってきたが、それらの注の原資料そのものは、俗説、伝承の如きものは用いず、ほとんど記録類のみとよいつてよいにかかわらず、特に物語本文の注釈としての可否についていえば、真偽相半ばするものといえる。諸説並記という方法自体がその事を必然ならしめるものではあるが、注釈としてみれば、信ずべからざるものがかかり多いことは疑いないだろう。

しかし、ここでの問題は、今日から見て正確な注か否かにあるのではなくて、むしろ注者の態度如何であろう。前述の如き諸説並記がその一つであり、また、そのほかに、いわば判断保留、後考に俟つといった式の慎重さが見えることをここに付け加えておきたい。

その事は、すでに部分的にはしばしば述べてきたことでもあるが、以下にそれ以外の該当個所をとりまとめおく。

本院兵衛敷（一四七段・20ウ）

拾遺に返歌あり 無此物語如何（一四八段・32オ）

人丸、以年々叙位除目尋其昇進、更無所見云々、但度々行幸從駕在位人敷（二五一一段・38オ）

幼稚之条如何（一六一一段・52オ）

尤有疑（一六一一段・52ウ）

或云衣通姫之女云々、是僻言敷（一六八段・66ウ）

無末詞并歌、不審（一六九段・71オ）

女房大和 不分明之（一七一一段76オ）

広幡社何処乎、若祇庵林寺辺之社敷（一七一一段・67ウ）

黒主 清和・陽成・光孝・宇多之間人敷、（中略）此近江守平中興敷、……享子院 并黒主等時代相叶也（一二七二段・78オ）

注者は決して結論を急がない。いずれとも決し難いことは諸説をそのまま併記し、存疑のものは、そのまま卒直に疑有り、あるいは不明とする。又時に僻言として片付け、また後考に期待する。また単に、無責任に諸説並記して済まそうというわけではなく、諸説間の優劣、採否を決しようとする態度も見える。そして、その採否の決定はほぼ素材の年代に合うか合わぬかという、歴史的、年代的考察を軸とするようである。またそれは六条家の歌学等に見える言説と軌を一にするものかどうか、それは今後の課題とすべきであろう。

最後に、本書に見える片仮名の異体字と声点の付された語をあげておく。

(ア)	ア	(ツ)	ツ	(エ)	エ
(ウ)	ウ	(ネ)	ネ	(ル)	ル
(カ)	カ	(ハ)	ハ	(ヨ)	ヨ
(キ)	キ	(ホ)	ホ	(ユ)	ユ
(ケ)	ケ	(マ)	マ		
(シ)	シ	(メ)	メ		

濁点(朱)の付された語。

- みぎうし (1オ) (4オ)
- のぼる大納言 (5オ)
- のぞけて (18ウ)
- いとゞころの別當 (21オ)
- をびとりいれて (22オ)
- さうぞくなど (26ウ)
- いかでかあらむ (27ウ)

- 御曹司
- 昇
- 覗けて
- 糸所
- 帯
- 装束
- 如何でか

ゆうでゝ (34ウ)	湯捨てて
よむだまへりける (37オ)	読み給
おやのごと (44ウ)	如
ところせがりて (45オ)	所狭
してたべ (50オ)	給へ
てうど (59ウ)	調度
さうぞく (59ウ)	装束
すきやう (59ウ)	誦経
山にぢうして (68ウ)	住

〔注〕

- ① 高橋正治「大和物語の位相」国語と国文学、昭和三年九月
- ② 朝日新聞社刊古典全書本「大和物語」三三二頁。